

瀬戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第24号

瀬戸市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市介護保険条例施行規則（平成12年瀬戸市規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料) 第15条 <省略> <u>(延滞金の減免)</u> 第16条 条例第9条第2項に規定するやむを得ない理由とは、延滞金を納付すべき者が、次の各号のいずれかに該当するときとする。 (1) <u>第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）又は第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）が、その資産について震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。</u> (2) <u>主たる生計維持者が、死亡したとき。</u> (3) <u>主たる生計維持者が、心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。</u> (4) <u>主たる生計維持者が、その本業又は業務を廃止し、又は休止したとき。</u> (5) <u>主たる生計維持者が、その事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。</u>	(保険料) 第15条 <省略>

(6) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 条例第9条第2項の規定による延滞金の減免を受けようとする者は、保険料延滞金減免申請書に減免を受けようとする理由を明らかにする書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、延滞金の減免の承認又は不承認を決定するものとする。

4 市長は、条例第10条第1項の規定により保険料の徴収猶予をした場合には、その猶予をした保険料に係る延滞金額のうち、その猶予をした期間に対応する部分の金額は、免除する。ただし、次条の規定による取消の原因となるべき事実が生じた場合には、その事実の生じた日以後の期間に対応する部分の金額については免除しない。

(保険料の徴収猶予の取消)

第17条 条例第10条の規定により、保険料の徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合においては、市長は、その徴収猶予を変更し、又は取り消し、その徴収猶予に係る保険料の全部又は一部を、一時に徴収することができる。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予を行う必要がなくなったとき。

(2) 偽りの申請その他不正な行為により保険料の徴収猶予を受けたと認められるとき。

(保険料の減免)

第18条 市長は、条例第11条の規定により、保険料の納付義務者が次の表左欄に掲げる減免対象の事情に該当する場合において、必要があ

(保険料の減免)

第16条 市長は、条例第11条の規定により、保険料の納付義務者が次の表左欄に掲げる減免対象の事情に該当する場合において、必要があ

ると認めるときは、その者に対し、その者に賦課する保険料の額からそれぞれ同表右欄に定める額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を減免する。

番号	減免対象の事情	減免額
(1)	第1号被保 険者又は主た る生計維持者 の居住する家 屋又はその所 有する財産が 、災害により 、半壊、半焼 その他これに 類する被害を 受けた場合	<省略>
	<省略>	<省略>
<省略>		

2及び3 <省略>

(過誤納金)

第19条 <省略>

(諸書類の様式)

第20条 <省略>

(委任)

第21条 <省略>

ると認めるときは、その者に対し、その者に賦課する保険料の額からそれぞれ同表右欄に定める額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を減免する。

番号	減免対象の事情	減免額
(1)	第1号被保 険者又は第1 号被保険者の 属する世帯の 生計を主とし て維持する者 (以下この条 において「主 たる生計維持 者」という。)の居住する 家屋又はその 所有する財産 が、災害によ り、半壊、半 焼その他これ に類する被害 を受けた場合	<省略>
	<省略>	<省略>
<省略>		

2及び3 <省略>

(過誤納金)

第17条 <省略>

(諸書類の様式)

第18条 <省略>

(委任)

第19条 <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。